

## 小田原市立小中学校学習用端末等貸借 ソフトウェア仕様書

小田原市立小中学校 36 校で実施する ICT 教育において、最低限必要なソフトウェアの仕様について下記に示す。教職員及び児童生徒が使用するにあたり、次の機能を有すること。

機能	仕様
文書処理	作文やレポート作成など様々な学習場面で使用できる標準的なワープロ機能を備えていること。
表計算処理	データ入力、集計、グラフ作成などができる標準的な表計算ソフトであること。
プレゼンテーション	文字入力、図や写真などの貼り付け等ができるスライドを使ってプレゼンテーションの資料を作成することができること。
ブラウザ	ブラウザ上で実行するプログラミングソフトに対応していること。
授業支援	教職員端末で、授業で使用している児童生徒用端末の画面を一覧表示したり、操作をロックしたりするなどの管理ができること。
	教職員端末で教材や資料等を児童生徒用端末に送信したり、児童生徒用端末からデータを回収したりできること。
	児童生徒用端末同士でデータのやり取りや共有が容易にできること。
	画像を加工する機能を有すること。(画像の拡大、切り取り、文字の書込み、複数表示して比較等)
	動画の再生が可能であること。また、ソフトウェア上でカメラの起動ができ、撮影した画像や動画を貼り付けることができること。
教科の学習に活用できる、画像や動画等の素材が提供されること。	
個別学習	国語、算数・数学、英語等の教科の学習で、個人の学習進度に応じた学習が進められること。教職員端末で学習結果の確認ができること。簡単なテスト機能があること。
プログラミング教材	(小学校) 新学習指導要領に例示されている内容が実施できること。
	(中学校) 新学習指導要領で技術家庭科の技術分野で新たに学習する内容に対応できること。
利用促進支援	端末の扱いに不慣れな児童生徒が楽しみながら学習できること。(タイピング、お絵描き等)
フィルタリング	各校でブロックするサイトの設定ができること。

※ 使用することができない機能については、代替案を提案すること。